

特定施設入居者生活介護
ケアハウス 第2アドナイ館

ケアハウス 第2アドナイ館
2017年4月版



社会福祉法人 十字の園

〒431-1304 浜松市北区細江町中川 7220-11
Tel 053-414-1400 Fax 053-420-2100

ケアハウス 第2アドナイ館

〒433-8105 浜松市北区三方原町3014-1
Tel 053-582-8181 Fax 053-420-0456

◎ケアハウス 第2アドナイ館 施設の概要

◇第2アドナイ館は…

第2アドナイ館は、老人福祉法に定める軽費老人ホームです。その施設を介護保険法に定める特定施設入居者生活介護事業（特定施設）として運営します。一般の軽費老人ホームは、介護が必要になると、外部の介護保険サービスを利用して生活しますが、特定施設では、内部（配置された施設職員）の介護サービスが一体化しています。

◇利用（入居）対象者は…

要介護の認定を受けている方。ただし、夫婦で利用する場合や三親等以内の親族が共に入居する場合、いずれか一方が要介護の認定を受けている場合、もう一方が自立または要支援であっても利用できます。

また入居後に要介護認定が変更された場合の入居継続は可能です。

◇施設は…

鉄筋コンクリート造2階建て。定員20名。全室個室で10名1単位によるユニットケアを展開しています。

特定施設入居者生活介護とは？

要介護者（要支援者）に対して、その特定施設（軽費老人ホーム）内において、介護サービス計画に基づいて行われる入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、日常生活に関する相談・助言、その他の日常生活上又は療養上の世話、機能訓練を指します。

◎第2アドナイ館 運営の特徴

- ① ユニット型ケアハウス…全室個室ユニット型（1単位10人）が生活単位です。
- ② 入居対象者…介護認定を受けている方が対象となります。（要支援の方：応相談）
- ③ 運営の柱(その1)…自分らしく生活してください。（生きがいのある生活を支援）
- ④ 運営の柱(その2)…特養とケアハウスの長い経験と知識で職員を養成します。
- ⑤ 運営の柱(その3)…2階に機能訓練室があります。（リハビリで”生きる力”を支援）
- ⑥ 運営の柱(その4)…生活感のある家庭的な環境。（炊き上がりのご飯の匂いで目覚める）
- ⑦ 運営の柱(その5)…特養・浜松十字の園とケアハウス・アドナイ館との隣接です。

※特別養護老人ホームへの入居に当たっては、入居申込を提出し、優先入居制度による判定の後の順位により入居になります。

◎第2アドナイ館の創設への思い

ケアハウスは、アパートのように気楽に住めることと同時に、困ったことが起きたときに相談できる、支援してもらえる、そうしながら、「終の住処」になることが期待されていると思うのです。私は、そこに心を向けてきました。一人ひとりの生活を見守っていると、困ったときに手を差し延べられると思います。利用者と職員が、利用者と施設が「馴染み」の関係を持るときに、後手にまわらない生活支援ができるような気がしています。「馴染み」は、近づきすぎず遠すぎない関係があり、いざという時に助け合う、支え合う雰囲気があります。ユニット型のケアハウスは私の夢です。（2003. 3. 15 機関誌「アドナイ刊」より）

(1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）のサービス利用料

① 事務費及び生活費基準額（1ヶ月あたり当たり）

第2アドナイ館	定員	サービス提供に要する費用（事務費）			生活費	
		入居者1人当たりの月額	基本額	民間給与等改善費加算	入居者1人当たりの月額	冬期加算 11～3月
要介護認定入居者事務費基準額	20人	115,188円	99,300円	15,888円	46,090円	2,129円
一般入居者事務費基準額		153,352円	132,200円	21,152円		

※ 地域区分3/100、職員平均勤続年数を12年（加算率16%）とした場合の基準額

② 職員配置基準

ケアハウス	施設長	1	特定施設	常勤管理者	1(1)	兼務
	事務員	1		生活相談員	1	100:1
	生活相談員	1		介護職員	6	要介護3:1
	栄養士	1		看護職員	1	要支援10:1
	調理員等	1		機能訓練	1	
				計画作成者	1	

※ 上記の人数は、職員の勤務時間を8時間で算出する常勤換算の人数です。

③ 入居者からの利用料徴収基準（軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準：H20.5.30）

<p>第16条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。) 居室に係る光熱水費 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
--

④ 対象収入による階層別負担額：別紙参照

軽費老人ホームのサービス利用料のうち、生活費及び冬期加算は一律利用者負担です。サービス提供に要する費用（事務費）は、利用者の収入（1～18階層）に応じて負担額が異なります。

⑤ ケアハウス管理費（居住費）：別紙参照

ケアハウス管理費（居住費）は、個室及び共用部分の費用として、建設に要した費用を定員及び基準年数20年で除して算定した額が一人当たりの負担額です。

- 分割方式…算定された基本月額管理（居住）費を毎月の他の利用料に合わせて負担します。
- 併用方式…基本月額管理（居住）費の一部を月額とし、残額のうち10年分を前納する方式です。なお、改めて11年後以降について負担方式を選択することになります。

(2) 介護保険給付サービス費

① 1日あたりの利用料金（厚生労働省が定めた基準です）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 要介護度とサービス利用料金	5,330円 ／1日	5,970円 ／1日	6,660円 ／1日	7,300円 ／1日	7,980円 ／1日
2 介護保険から給付される金額	4,797円 ／1日	5,373円 ／1日	5,994円 ／1日	6,570円 ／1日	7,182円 ／1日
3 サービス利用に係る自己負担金	533円 ／1日	597円 ／1日	666円 ／1日	730円 ／1日	798円 ／1日

※上記の利用料金は、平成27年4月1日より適用される介護時報酬改正です。

② 加算についての説明

個別機能訓練加算	12円／1日	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員を配置し、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成した計画に基づき個別機能訓練を実施している場合に加算します。
夜間看護体制加算	10円／1日	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対して24時間の看護連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制となっている場合に加算します。但し、介護予防特定施設入居者生活介護には加算されません。
医療機関連携加算	80円／1月	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録し、利用者の同意上協力医療機関又は利用者の主治医に対して健康の状況について月に1回以上情報の提供をした場合に加算します。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円／1日	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の内、認知症の方が1/2以上である。認知症に係る専門的研修を終了している職員の配置が1以上配置。認知症ケアに関する伝達、技術的指導の会議を定期的開催している場合に加算します。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円／1日	<ul style="list-style-type: none"> 介護を提供する職員の内、勤続3年以上の職員が30%以上である場合に加算します。
看取り介護加算	死亡日前4～30日 144円／1日 死亡日前日、前々日 680円／1日 死亡日 1,280円	<ul style="list-style-type: none"> 看取りに関する指針を定め、家族等に説明し同意を得ている。医師、看護師、介護士、介護支援専門員、その他の職員が協議の上適宜、指針の見直しを行う。職員研修を行っている。 医師が回復の見込みがないと診断した者。医師、看護師、介護支援専門員の何れかの者が看取りの計画について家族等に説明し同意を得ている。利用者の状態や家族の求めに応じて、随時、医師等と連携のもと介護記録等を活用し家族等に説明し、同意を得ている場合に加算します。

※上記の加算は平成27年4月1日より適用される介護時報酬改正の利用者負担額です。

(3) 介護保険給付外サービス

- ① 当施設では、介護保険給付サービスのほか、別記の介護保険給付外サービスの便宜を図ります。
- ② 「職員増配置費用」以外の介護保険給付外サービスの提供は、利用者の希望と選択に基づいて行います。
- ③ 介護保険給付外サービスの提供に伴う利用料金は別記の通りです。当該サービスの利用料金は、将来、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合等を勘案し、5年ごとに見直しを行います。
- ④ 変更する場合には、変更内容及び変更事由については、あらかじめ説明をし、利用者から同意を得るものとします。

※介護保険給付外サービスの利用料金は、別紙「特別援助サービス利用料」をご参照下さい。

(4) 保証金…300,000円

保証金として300,000円をご負担していただきます。

(特定施設入居者生活介護施設)

ケアハウス 第2アドナイ館 利用料金

毎月のお一人分の利用料は、ケアハウス利用料(1)(①生活費、②暖房加算、③事務費、電気・水道料)、ケアハウス管理費(2)、介護保険自己負担額(3)及び特別援助サービス料(4)を徴収させていただきます。

◎ケアハウス利用料(1)

費用の区分		基準月額	第2アドナイ館利用料			
①	生活費	地域ごとに設定	46,090 円	個室の電気・水道料(※1)		
③	生活費(暖房加算・11月～3月)		2,129 円			
③	事務費	あなたの事務費徴収額	備考	事務費・生活費・暖房加算合計(1ヵ月)		
対象収入による階層区分						
1	～ 1,500,000 円				10,000 円	56,090 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円				13,000 円	59,090 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円				16,000 円	62,090 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円				19,000 円	65,090 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円				22,000 円	68,090 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円				25,000 円	71,090 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円				30,000 円	76,090 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円				35,000 円	81,090 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円				40,000 円	86,090 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円				45,000 円	91,090 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円				50,000 円	96,090 円
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円				57,000 円	103,090 円
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円				64,000 円	110,090 円
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円				71,000 円	117,090 円
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円				78,000 円	124,090 円
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円				85,000 円	131,090 円
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円				92,000 円	138,090 円
18	3,100,001 円 ～	99,300 円	146,090 円			

※1 個室の電気・水道料は別途徴収させていただきます。
(水道光熱費 5,000円、電話基本料 800円)

◎ケアハウス管理費(2)

ケアハウスの管理費とは、建物建設費(建設時借入金の償還利息を含む)から公的な補助金を差し引いて入居定員及び基準年数(20年)で除して算定された金額です。

(建設総事業費－公的補助金＋借入金償還利息)÷定員÷240ヶ月＝ケアハウス管理(居住)費

①	分割方式による月額	60,000 円	毎月の利用料に月額管理費を加えた金額(別紙参照)	
②	併用方式による月額	40,000 円	10年分前納額	2,400,000 円
	分割の月額を前納することによって、毎月の合計利用料が少なくなります。	30,000 円	※基準年数20年	3,600,000 円
		20,000 円	に対して10年分のみ前納する方式です	4,800,000 円
		10,000 円		6,000,000 円
		0 円		7,200,000 円
未経過の前納管理費は月単位で退居時に返金します。				
③	一括方式(管理費)	14,400,000 円	基準年数 20 年分を一括。未経過分は月単位で返金します。	

管理費前納分の返還について

管理費前納分は、管理費10年間(120ヶ月間)の前払いとして、入居10年未満で退居される場合には、入居月数に応じ、1ヶ月を最小単位として、未償却金を次の計算式で返還します。

返還金＝管理(居住)費前納金－(120ヶ月－入居月数)÷120ヶ月

注1 月額管理費は20年間(240ヶ月)で計算され、分割方式による月額管理費は60,000円です。当施設ではその月額管理費について、10年分の前納金として上記のように設定しました。従って、10年後には改めて、その後の期間の管理費の支払方法を選択していただくことになります。

◎介護保険自己負担額(3)

要介護者	要介護度1	1日 533 円 +加算31円	1月 18,731 円 (月加算80円含む)
	要介護度2	1日 597 円 +加算31円	1月 20,838 円 (月加算80円含む)
	要介護度3	1日 666 円 +加算31円	1月 23,109 円 (月加算80円含む)
	要介護度4	1日 730 円 +加算31円	1月 25,215 円 (月加算80円含む)
	要介護度5	1日 798 円 +加算31円	1月 27,453 円 (月加算80円含む)

※地域区分の変更により介護保険点数 1点＝10.14円で計算しています。

※介護職員処遇改善加算の加算率 8.2%を含んでいます。

◎特別援助サービス費(4)

受診・買い物等付き添い、金銭管理、洗濯代行、夜間早朝受診付き添いなど、ご利用者の希望と選択に基づいて、別途請求させていただきます。

「特別援助サービス利用料一覧表」を参照して下さい。

特別援助サービス一覧表（介護保険適用外サービス）

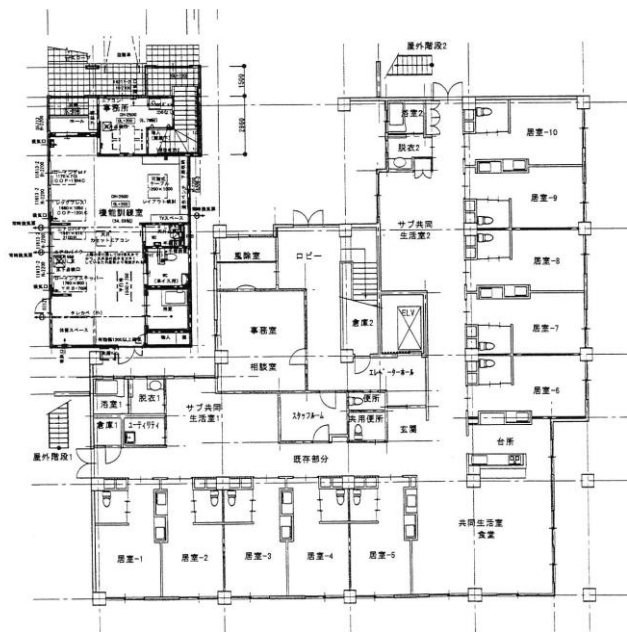
区 分		単 位	費 用	備 考
受診付き添い		1 時間	1,000 円	以降30分毎500円加算します。 ※協力医療機関以外は別途車代500円
買い物付き添い		1 時間	1,000 円	以降30分毎500円加算します。 ※別途車代500円
外出付き添い		1 時間	1,000 円	以降30分毎500円加算します。 ※別途車代500円
貴重品管理・金銭出納管理		月額	1,000 円	各種年金証書、各種保険証、印鑑、印鑑登録証、通帳及び出入金等
事務手続き代行		1 件	1,000 円	別途車代500円（使用が必要な場合） ◎下記参照
入院時対応		1 件	500 円	協力医療期間以外は別途車代500円
洗濯代行	利用者用洗濯乾燥機使用	1 回	500 円	利用者用洗濯・乾燥機を使用する場合。 月単位で使用する場合 月額 2,000 円
	(職員対応) 手間込み	1 日 1 回	200 円	月単位で依頼する場合 月額 3,000 円
	外部クリーニング業者に依頼する場合			実費
緊急受診付き添い	区 分		1 時間未満	以降 30 分まで毎 4 時間まで加算
	早 朝	(6:00~ 8:00)	1,500 円	500 円
	夜 間	(18:00~22:00)	1,500 円	500 円
	深 夜	(22:00~ 6:00)	2,000 円	750 円

その他のサービス

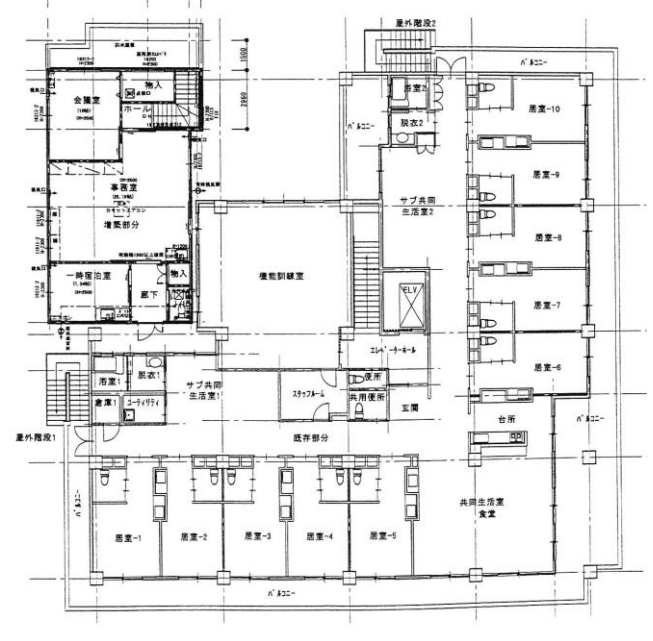
項 目	内 容	費 用
おむつ等の提供	ご利用者のご希望に応じて提供します。	実 費
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用（歯磨き・歯ブラシ・ティッシュペーパー・石鹸等）	実 費
通信等	はがき、切手、ファックス等をご利用になった場合の費用	実費相当額
理容・美容	専門の業者が出張による有料理容・美容サービスをご利用できません。	実 費
インフルエンザ予防注射	ご希望により十字の園診療所によりインフルエンザの予防注射を受けることができます。	実 費
特別なお食事	ご希望に応じて特別なお食事を提供できます。	実 費
個人の趣味活動に伴う材料費等	施設の行事等で行う場合以外のご利用者の希望に合わせて実施するクラブ活動等で使用する材料費。	実 費

その他、ご利用者の必要に応じて取り次ぎ等の便宜をお計らいいたします。

1F



2F



施設案内図

